

岐阜県公報

第 二 千 六 十 五 号
平成二十一年七月十七日
(金曜日)

目 次

規 則

○岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則の一部を改正する規則

(医療整備課) 四八四^{ベシ}

告 示

○保安林に指定する予定である旨の通知

○解除予定保安林とする旨の通知

○道路の区域変更

○道路の供用開始

○建築基準法に基づく道路の指定

○建築基準法に基づく道路の位置指定

○岐阜都市計画道路事業の認可

○保安林の指定

公 示

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

○落札者等に関する公示

○開発行為の工事の完了

○土地改良区の定款の変更認可

○平成二十一年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験及び

岐阜県少年補導職員採用試験並びに市町村立小中学校事務

職員採用試験の実施

(人事委員会) 四九一

○平成二十一年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験の実施

(同) 四九三

正 誤

○保安林に指定する予定である旨の通知中訂正

(治山課) 四九五

規 則	岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十一年七月十七日 岐阜県知事 古 田 肇 岐阜県規則第七十一号 岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則の一部を改正する規則 岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校管理規則（昭和五十一年岐阜県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。 別記第一号様式中「并 欄」を削る。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	告 示 岐阜県告示第四百五十号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 平成二十一年七月十七日 岐阜県知事 古 田 肇 一 保安林予定森林の所在場所 高山市朝日町宮之前字中尾六八〇、字森尾六八一の一から六八一の三まで、字滝ノ平六八二、字十郎金六八三、六八四の一、六八五 二 指定の目的
水源のかん養 三 指定施業要件 （一）立木の伐採の方法 1 主伐に係る伐採種は、定めない。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 （二）立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）	岐阜県告示第四百五十一号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 平成二十一年七月十七日 岐阜県知事 古 田 肇	一 保安林予定森林の所在場所 中津川市神坂字川原田六八三の一、字吉原八五九の一 二 指定の目的 土砂の流出の防備 三 指定施業要件 （一）立木の伐採の方法 1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市阿木字川入五七三七の八六から五七三七の八八まで、五七三七の九七、五七三七の九八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町横通字洞田一〇五〇の一、一〇五〇の二、一〇六三の一から一〇六三の三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

飛騨市神岡町跡津川字折付元六四の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。」

岐阜県告示第四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十一年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
中津川市茄子川字中畑一・二の六二一、一二の六三七から一二の六四一まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

岐阜県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			別（ル）	（メートル）	（メートル）	

岐阜県告示第四百五十七号	
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。	
なお、その関係図面は、平成二十一年七月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。	
平成二十一年七月十七日	
岐阜県知事 古 田 肇	
県道	岐 岐 南 阜 線
羽島郡岐南町徳田西三丁目一四四番地先から同 郡 同 町 同 六三の二番地先まで	
後	前
二・四・七 三・七	一・六・五 二・五・二
一五・五	一五・五

岐阜県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定年月日のほか）
県道	古 野 井 上 線	美濃加茂市森山町四丁目字前畑一三二番一地先から同 市 同 町 同 字 同 一三六番五地先まで	五・〇	平成 三・七・七	平成 一九・一・二三

岐阜県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道		道路の種類	
二百五十 六号		路線名	
下呂市金山町東沓部字西山一三七番一地从先から 同市同町同字同 一四二番五地先まで		区間	
後	前	区域 変更 前後 別	敷地の幅員 延長
二・三・四 一・八・〇	二・六 一・六・〇	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
六・五・九	六・五・九		備考

岐阜県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月十七日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道		道路種類	
二百五十 六号		路線名	
下呂市金山町東沓部字西 山一九番一地从先から 同市同町同字同 二三番一地从先まで		区 間	
後	前	区域変更前後別	
二・二 一三・〇	二・二 二・六	敷地の幅員 （メートル）	
七・二	七・二	延長 （メートル）	
		備考	

岐阜県告示第四百六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので告示する。

平成二十一年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

種 道 路 別	道 路 名	区 間	幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	指 定 番 号	指 月 日 定
都 市 計 画 道 路 （ 三 号 ）	国 道 二 八 四 号 線 多 治 見 バ ス ス テ ィ ン	多 治 見 市 住 吉 町 五 丁 目 一 番 一 地 先 から 同 市 金 岡 町 四 丁 目 五 二 番 二 地 先 まで	二 六 〇 〇 から 三 ・ 〇 〇	六 四 ・ 〇 〇	東 建 築 第 一 一 三 号	平 成 三 ・ 五 ・ 二 七

岐阜県告示第四百六十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十一年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜建築事務所

位置		幅員		延長		指定番号		年月日	
位	置	ト ル	メ ー ト	ト ル	メ ー ト	指 定 番 号	年 指 月 日	指 定 番 号	年 指 月 日

西濃建築事務所	羽島市竹鼻町狐六字光浄寺九〇一番	五・一五	四・九五	岐建築第一 二号の二三	平成 三・五一
	同 市同 町狐六字柳原一五二〇番	四・一五	三・〇〇	岐建築第九 号	同 四・一七
	本巣郡北方町春來町一丁目一二二番	五・〇〇	二・〇〇五	岐建築第九 号の二	同 四・二三
	羽島市福寿町平方字坪之内三九六番	四・五〇	三・四・八七	岐建築第九 号の三	同 六・一〇
	位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年指月日定
	揖斐郡池田町田畑字宮屋敷七四七番 四及び七四七番九	六・〇〇	九・〇〇	西建築第八 七号	平成 三・六・二四
	安八郡安八町東結字多賀田六〇七番 四	五・〇〇	三・四・九	西建築第八 七号の三	同 六・三〇
	揖斐郡池田町八幡字鳥居前二四二五 番八	六・〇〇	五・四・九四	西建築第八 七号の四	同 六・二九
	中濃建築事務所				
	位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年指月日定
東濃建築事務所	関市倉知字巽ヶ丘一四〇四番五	六・〇〇	三・六・二	中建築第二 九号の三八	平成 三・四・一四
	同市下有知字小豆畑一一九一番一 〇番九	六・〇〇	六・〇・六五	中建築第二 八号の一	同 四・一四
	美濃加茂市加茂野町市橋字惣角一 〇番九	四・〇〇	九・九・六	中建築第二 八号の二	同 五・二
	可児郡御嵩町上恵土字観音寺四一五 番四、四三九番四、四四三番一、四 四三番五、四四三番六、四四三番九、 四五〇番一、四五〇番四、四五〇番 五、四五一番四、四五一番五、四四 三番一、地先法定外公共物(水路)及 び四五〇番四地先法定外公共物(道 路)	六・〇〇 (六・四〇)	九・九・八	中建築第二 八号の三	同 五・一八
	同郡同 町伏見字東北町裏一〇五 二番四、一〇五二番九、一〇六三番 三、一〇八八番二及び一〇五二番四 地先法定外公共物(道路)	四・一 (四・九)	四・〇・三	中建築第二 八号の四	同 五・二七
	位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年指月日定
	中津川市中津川字上金一一二二番六	四・〇〇	一・八・〇〇	東建築第三 八号の一六	平成 二・八・二六
	瑞浪市稲津町小里字三角九四七番一 三の一部	六・〇〇	五・〇・〇	東建築第三 九号	同 三・五・八
	同	六・〇〇	三・六・四	同	同 五・八
	土岐市土岐津町高山字明楽寺三〇三 番一	六・〇〇 (六・三)	五・三	東建築第三 九号の二	同 六・二九
	同市同 町同 字盆縄手二九六 番一二	六・〇二	三・三・九	同	同 六・二九
	同市同 町同 字盆縄手二九六 番二五	六・〇二	三・三・九	同	同 六・二九
(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)					
岐阜県告示第四百六十二号					
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、岐阜都市計 画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示す る。					
平成二十一年七月十七日					
岐阜県知事 古 田 肇					
一 施行者の名称					
岐阜市					
二 都市計画事業の種類及び名称					
岐阜都市計画画道路事業 三・四・八十六号 西部縦貫道線					
三 事業施行期間					

四 事業地

平成二十一年七月十七日から
同 二十八年三月三十一日まで

収用の部分 岐阜県岐阜市又丸町畑及び又丸村中並びに大字又丸字村東及び字仙道、
川部1丁目、上尻毛八幡、西改田字米野並びに字川向地内
使用の部分 なし

岐阜県告示第四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十一年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

山県市富永字滝ヶ平二二一の一（次の図に示す部分に限る。）
一一二の一、一一二の二、一一二の四、一一三、一一六、一一八の一から
一一八の四まで、一一九の一、一一九の二、一一九の四

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字滝ヶ平二二一の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐は、択伐による。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- （二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岐阜県岐阜農林事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

。特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十一年七月三日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人グリーンウッドワーク協会

三 代表者の氏名 小野 敦

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市湊町四二〇番地一西川コーポラス四A

五 定款に記載された目的 この法人は、人力で生木を加工するグリーンウッドワ

ークを新しいものづくりの手法と位置づけ、広く一般市民、木工をはじめとするものづくりに携わる人々、環境保護や教育に携わる人々、身体に障がいを持つ人々やそれらの人を支える人々などに対して、実演や技術指導などの事業を行い、市民の文化的生活向上、自然環境の保全、子どもの健全な育成、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び予定数量 平成21年度岐阜県立多治見病院第2四半期分ボイラー用燃料 重油 J I S 1 種 1 号 約650kℓ
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成21年 1 月21日
- 4 契約の相手方を決定した日 平成21年 6 月19日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜県多治見市白山町 1 丁目16番地 2 大一石油株式会社 代表取締役 伊藤 啓一
- 6 契約に係る金額 49,245円 / kℓ
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県立多治見病院事務局総務課管財担当
(2) 所 在 地 多治見市前畑町 5 丁目 161番地

。落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号 及び 年月日	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐建築第二 号の三 平成二一・ 六・ 二	羽島市福寿町間島八丁目三七番、三八番及び三九番	道路	開発登録簿 による	羽島市福寿町間島八丁目一七番地一 馬 場 一 光
同西建築第四九号の九 同 二一・ 三・一八	不破郡垂井町字空録二二〇番四七	道路 公園 水路	同	羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 臼 井 泉

- 1 調達物品等の名称及び数量 岐阜県立病院新入事給与システム構築及び新サービス提供準備業務 一式

- 2 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成21年 4 月17日
- 4 落札者を決定した日 平成21年 6 月25日
- 5 落札者の氏名及び住所 愛知県名古屋市中区錦 2 丁目 5 番12号 株式会社ニッセイコム 名古屋支店 支店長 内川 幹夫
- 6 落札金額 25,305,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県健康福祉部医療整備課 県立病院・看護大法人化推進室 県立病院法人化推進担当
(2) 所 在 地 岐阜県岐阜市藪田南 2 ― 1 ― 1

。開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百四号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

。土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十一年七月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
羽 島 用 水 土 地 改 良 区	平 成 二 一 ・ 七 ・ 八

。平成二十一年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験及び岐阜県少年補導職員採用試験並びに市町村立小中学校事務職員採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十一年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験及び岐阜県少年補導職員採用試験並びに市町村立小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施します。

平成二十一年七月十七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として短期大学卒業程度又は高等学校卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする事務的又は技術的業務に従事する職員及び岐阜県少年補導職員並びに市町村立小中学校事務職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するためにを行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試 験 名	試 験 区 分	採 用 予 定 人 員
事 務 若 干 人		

二 受験資格

短大・高校卒程度試験	警察事務		
	林業	農業	警察事務
少年補導職員採用試験	若 干 人	若 干 人	若 干 人
市町村立小中学校事務職員採用試験	十 人 程 度		

試験名	試験区分	受 験 資 格
短大・高校卒程度試験	警察事務	平成二十一年四月一日における年齢が十七歳以上三十五歳未満の者
	農業	平成二十一年四月一日における年齢が十七歳以上三十五歳未満の者
少年補導職員採用試験	林業	平成二十一年四月一日における年齢が十九歳以上三十五歳未満の者で、次のいずれかに該当する者
		一 短期大学又は大学で心理学、教育学又は社会福祉学を専攻して卒業した者又は平成二十二年三月までに卒業する見込みの者
市町村立小中学校事務職員採用試験		二 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に基づく教育免許状を取得するための単位を修得した者又は平成二十二年三月までに修得する見込みの者
		平成二十一年四月一日における年齢が十七歳以上三十三歳未満の者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。
1 日本の国籍を有しない者（市町村立小中学校事務職員採用試験を除く。）

試験名	試験区分	出題分野	2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
			3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
			4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
			5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
			また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
			三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表
			1 第一次試験
			(一) 日時及び場所
			平成二十一年九月二十七日（日）午前八時三十分から岐阜市、多治見市及び高山市において行います。
			ただし、少年補導職員採用試験は、岐阜市のみにおいて行います。
			(二) 方法
			(1) 教養試験
			短大・高校卒程度及び市町村立小中学校事務職員については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。
			少年補導職員については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間三十分以内に行います。
			(2) 専門試験
			短大・高校卒程度の農業及び林業については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。
			試験問題の出題分野は、次のとおりです。

短大・高校卒程度試験	農	農業科学基礎、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営等
	林	森林経営、森林科学、測量、林産加工等

3	最終合格者発表
1	第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十一年十一月下旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県職

員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登録された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、短大・高校卒程度試験及び少年補導職員採用試験にあっては原則として平成二十二年四月一日、市町村立小中学校事務職員採用試験にあっては原則として平成二十二年三月十五日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登録された者がすべて採用されるとは限りません。また、「地方公務員」として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

五 給与等

平成二十一年度の新規採用者の給料月額、短大・高校卒程度にあっては十四万四千五百円、少年補導職員にあっては十五万八千七百円、市町村立小中学校事務職員にあっては十四万四千五百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、岐阜県名古屋事務所、県内の各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）等で配布するほか、岐阜県職員採用ポータルサイトから入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒請求」、「補導職員請求」又は「小中事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「短大・高校卒受験」、「補導職員受験」又は「小中事務受験」と朱書きし、〒五〇〇―八五七〇（住所不要）岐阜県人事委員会事務局あてで、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票は、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）をはり、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十一年八月七日（金）から八月二十五日（火）までの午前八時三十分から午後六時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、八月二十五日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験結果を合格発表の日から一か月間個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「総合得点」及び「順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用担当（電話〇五八―二七二―一―一 内線三二五六）へ問い合わせてください。

○平成二十一年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験の実施
地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十一年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験を次のとおり実施します。

平成二十一年七月十七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として高等学校卒業程度の知識又はその他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するために、身体障がい者を対象に行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人数
身体障がい者		

を対象とした
職員採用試験

事務若

干

人

二 受験資格

試験名	受験資格
身体障がい者を対象とした職員採用試験	自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たすもの 一 平成二十一年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者 二 身体障害者手帳の交付を受けている者 三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。） 四 活字印刷文による出題に対応できる者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

- (一) 日時及び場所
平成二十一年九月二十七日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。
- (二) 方法
(1) 教養試験
公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的

推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

(2) 作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。
なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成二十一年十月七日（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。
岐阜県職員採用ポータルサイトのアドレス
<http://www.pref.gifu.lg.jp/pref/saiyo-p/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十一年十月下旬から十一月上旬（予定）までの間に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

(1) 口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

(2) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(3) 身体精密検査

所定の健康診断書の提出を求めます。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十一年十一月下旬（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県職員採用ポータルサイトに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に合否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定され

ます。採用予定年月日は、原則として平成二十二年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に登載された者がすべて採用されるとは限りません。

五 給与等

平成二十一年度の新規採用者の給料月額、十四万四千五百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、岐阜県名古屋事務所、県内の各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。）等で配布するほか、岐阜県職員採用ポータルサイトから入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員事務受験」と朱書きし、〒五〇〇―八五七〇（住所不要）岐阜県人事委員会事務局あてで、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票は、申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）をはり、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十一年八月七日（金）から八月二十五日（火）までの午前八時三十分から午後六時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、八月二十五日（火）までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者のうち不合格者に限り、その本人に試験結果を

合格発表の日から一か月間個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「総合得点」及び「順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用担当（電話〇五八―二七二―一―一 内線三三五六）へ問い合わせてください。

○ 正 誤

（原稿誤り）

平成二十年八月二十六日第九百七十六号 保安林に指定する予定である旨の通知（岐阜県告示第五百五十四号）六〇〇頁下段前から七行目中「二六八五」は「二六八五（次の図に示す部分に限る。）」の、同段後から十行目中「（次のとおり）」は、省略し、その関係書類を「（「次の図」及び「次のとおり）」は、省略し、その図面及び関係書類を」の誤り。

平成二十一年七月十七日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐 阜 文 芸 社